

長野市サービス付き高齢者向け住宅に係る報告、検査等実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）の規定に基づき、市内のサービス付き高齢者向け住宅（法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。）に係る報告、検査等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期報告)

第2 市長は、法第24条第1項の規定により、登録事業者（法第9条第1項に規定する登録事業者をいう。以下同じ。）に対し、少なくとも毎年度1回、長野市サービス付き高齢者向け住宅管理状況等報告書（様式第1号）により、登録住宅（法第7条第5項に規定する登録住宅をいう。以下同じ。）の管理状況等に係る報告を求めるものとする。

2 前項の場合において、管理等受託者（法第24条第1項に規定する管理等受託者をいう。以下同じ。）がいるときは、管理等受託者に登録住宅の管理又は法第6条第1項第10号に規定する高齢者生活支援サービスの提供を委託した登録事業者に、当該管理等受託者に係る報告を求めるものとする。

(立入検査)

第3 市長は、法第24条第1項の規定により、登録事業者若しくは管理等受託者の事務所又は登録住宅に対し、登録住宅の工事が完了したとき（工事を伴わない場合にあつては、登録住宅の供用を開始する前）に、立入検査（法第24条第1項に定める立入検査をいう。以下同じ。）を実施するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 立入検査の実施に当たっては、登録事業者に対し、当該立入検査を行う日の前日までに、立入検査を実施する旨を通知するものとする。

3 立入検査は、建設部住宅課、保健福祉部福祉政策課福祉監査室及び保健福祉部高齢者活躍支援課の職員が、それぞれの所管事項を分担し、実施するものとする。

4 法第24条第3項に定める立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第2号によるものとする。

(立入検査の結果の通知)

第4 市長は、立入検査の結果、改善を求める事項があつたときは、登録事業者に対し、当該改善を求める事項を通知するものとする。

(改善報告)

第5 市長は、第4の規定により通知した登録事業者に対し、速やかに必要な措置を講ずるよう求めるとともに、長野市サービス付き高齢者向け住宅立入検査改善報告書（様式第3号）により、その結果の報告を求めるものとする。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成28年1月4日告示第 1号）
この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

附 則（平成30年5月18日告示第305号）
この要綱は、告示の日から施行する。